

旧小千谷総合病院跡地整備事業 図書館等複合施設設計業務 公募型プロポーザル 参加表明書等に関する質問書の回答

令和2年12月25日追記(朱書部分)
令和2年12月23日回答

No.	資料名	別紙・様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
1	- 実施要領	-	3	4 (1)	参加資格	実施要項4 (1) について 設計共同体で参加する場合の共同体の名称について決まりはありますか	決まりはありません。
2	- 実施要領	-	3	4 (1)	参加資格	実施要項4 (1) について 参加表明書に添付する設計共同体協定書は写しでよいですか。	写しで構いません。
3	- 実施要領	-	3	4 (2)	参加資格	実施要項4 (2) について、当社は小千谷市様への入札参加申請で新潟県内事務所が小千谷市様との契約を代理する委任を本社から受けていますが、新潟県知事からの一級建築士事務所登録を受けておらず、本社は登録を受けております。この場合は県内事務所の代表者名で参加表明書類を提出することは可能ですか。可能である場合、納税証明書は県内事務所の所在地の県税・市税の証明書でよいですか。	前段：実施要領P3「4 参加資格(2)」に記載のとおり、「一級建築士事務所の登録を受けた者であること」が本プロポーザルの参加要件になります。ご質問のケースについては、当市の「令和2・3年度 建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿」に登録済の県内事務所で一級建築士事務所登録を受けていただくか、一級建築士事務所登録のある本社として変更登録いただくことで参加資格を満たすこととなります。変更手続きについては、企画政策課財政係(0258-83-3507)にお問い合わせください。 後段：県内事務所で一級建築士事務所登録を受けた場合は、ご理解のとおりです。
4	- 実施要領	-	4	5 (2)	参加条件	委託先の「各分担業務分野」の「構造」「積算」「電気設備」「機械設備」「情報設備(企画)」の主任技術者は別の参加者の主任技術者との重複参加は可能でしょうか。	再委託先の主任技術者(=協力事務所)が、協力事務所として別の参加者の主任技術者と重複することを認めます(但し、情報環境(企画)担当主任技術者を除く)。実施要領「5 参加条件(7)」の記載を修正します。
5	- 実施要領	-	4	5 (2)	参加条件	『プロポーザル実施要領』P4 5 参加条件(2) 各分担業務分野において、担当を配置する分野の内、「情報環境(企画)」とは、展示や情報企画等のコンテンツ製作の担当を担うもの、もしくはワークショップ等のイベント企画を担当するものと考えればよろしいでしょうか。御教示下さい。	様式第2号「設計事務所の概要」の備考6に、具体的な分野の事例を挙げていますので、そちらをご参照ください。また、事業指針P13「2 施設のあり方における方向性及び乗り越えるべき課題(2)」等から、本事業において必要と考える役割をお考えください。
6	- 実施要領	-	4	5 (2)	参加条件	『プロポーザル実施要領』P4 5 参加条件(2) 及び様式第9号様式第9号に基づく、御指定がある「意匠」「構造」「積算」「電気設備」「機械設備」「情報環境(企画)」以外に、各分担業務担当を任意で追加することができるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	- 実施要領	-	4	5 (2)	参加条件	『プロポーザル実施要領』P4 5 参加条件(2) 及び様式第9号各分担業務担当を追加した場合の審査基準(加点のあるなし、第二次審査への出席可否等)を御教示ください。	実施要領 別表1及び2の評価基準に則り、総合的に評価します。第二次審査の詳細については、第一次審査(書類審査)通過者に対し、別途ご案内します。
8	- 実施要領	-	4	5 (3)	参加条件	実施要領5及び様式2号、6号には意匠担当主任技術者は一級建築士を求められてないですが、管理技術者が一級建築士となる場合は主任技術者は二級建築士でも可能でしょうか？	ご理解のとおりです。但し、構造担当主任技術者については構造設計一級建築士の配置を条件としています。実施要領「8 募集手続等(5)④エ(添付書類)」の記載については修正します。

No.	資料名	別紙・様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
9	- 実施要領	-	4	5 (4)	参加条件	実施要領 P4 5 参加条件 (4) 設計共同体で参加の場合、管理技術者と意匠担当主任技術者は、それぞれ別の共同体構成員に所属していてもよろしいでしょうか？	同じ設計共同体内において、それぞれ別の構成員に所属していません。質問No.4の回答もあわせてご参照ください。
10	- 実施要領	-	4	5 (4)	参加条件	『プロポーザル実施要領』P4 5 参加条件 (4) 設計共同企業体A社B社にて参加する場合、管理技術者をA社、意匠主任技術者をB社とし、公告日現在において、管理技術者はA社との雇用関係、意匠主任技術者はB社との雇用関係がそれぞれ3か月以上有するものと考えますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	- 実施要領	-	4	5 (5)	参加条件	確認申請上の用途は物販店舗・自動車修理工場等で、ドリンクなどを提供するカフェ機能と多目的な展示ギャラリー機能を有する延べ面積約2,200㎡の複合機能施設は「5 参加条件 (5)」の施設に該当すると考えて良いでしょうか。また、「5 参加条件 (5)」を満たすことを証明する書類として、確認申請書類と合わせて平面図に上記の機能を色分けして提出することで問題ないでしょうか。	前段：ご理解のとおりです。 後段：実施要領「5 参加条件(5)」を満たすことを証明する内容であれば問題ありません。
12	- 実施要領	-	4	5 (5)	参加条件	実施要領 5の (5) の建築設計業務について、契約を締結し、完了した実績を有している。の完了は設計業務完了していれば問題ないでしょうか (521㎡、図書室を含む公民館、設計完了R2年3月、竣工予定R3年3月)。	ご理解のとおりです。
13	- 実施要領	-	4	5 (5)	参加条件	5 参加条件 (5) において、「図書機能 (学校図書室) を持つ延べ面積500㎡以上の公共的施設」とありますが、図書室を併設する市立小学校・中学校、県立高等学校はそれに含まれると考えるよろしいでしょうか。同様に、図書室を併設する私立小学校・中学校・高等学校はそれに含まれると考えるよろしいでしょうか。	前段：ご理解のとおりです。 後段：ご理解のとおりです。
14	- 実施要領	-	4	5 (5)	参加条件	実施要領 P4 5 参加条件 (5) 複合機能施設として、庁舎 (約13,000平米) に、集会機能を持つ屋内広場 (約650平米) が一体化しているものは、お認め頂けますでしょうか？	認めます。
15	- 実施要領	-	4	5 (5)	参加条件	実施要領 P4 5 参加条件 (5) 複合機能施設として、劇場 (約7,000平米) に、ギャラリー (約120平米) が一体化しているものは、お認め頂けますでしょうか？	認めます。
16	- 実施要領	-	4	5 (5)	参加条件	実施要領 P4 5 参加条件 (5) 複合機能施設として、劇場 (約7,000平米) に、集会機能を持つ屋根付き半屋外広場 (約730平米) が一体化しているものは、お認め頂けますでしょうか？	認めます。
17	- 実施要領	-	4	5 (5)	参加条件	実施要領 P4 5 参加条件 (5) 構造上は別棟扱いですが、電気設備および施設の運営管理は一体である二つの建物 (約7,000平米の劇場と、約980平米の地域交流施設) が、集会機能を持つ屋根付き半屋外広場を挟んで向かい合っているものは、複合機能施設として、お認め頂けますでしょうか？	認めます。

No.	資料名	別紙・様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
18	- 実施要領	-	4	5 (5)	参加条件	プロポーザル実施要領 5 参加条件 (5) で各担当主任技術者の業務実績等に関して元請けでの受注という要件が示されていますが、構造、電気、機械の担当技術者を協力事務所から配置する場合には、弊社が元請けとして受注した設計業務に協力事務所(再委託先)として従事したものを当該担当主任技術者の業務実績として記載できると考えてよいでしょうか。	現在所属している事務所において協力事務所として従事した業務実績も記入いただいて構いません。なお、様式第3号については、配置を予定する協力事務所が、元請負又は設計共同企業体(出資比率は問わない。)として契約を締結し、完了した実績について記入ください。
19	- 実施要領	-	4	5 (5)	参加条件	参加条件(要領の5(5))に建築設計業務について完了した実績を有していることとありますが、様式には、完成したとあります。設計業務は完了していますが、現在工事中である場合、または入札中である場合は、実績として記入してもよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	- 実施要領	-	4	5 (5)	参加条件	海外での図書館や複合施設の施設も実績として考慮してもよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	- 実施要領	-	4	5 (5)	参加条件	実施要領「5 参加条件(5)」の完了業務実績で、対象となる建築の所在地は国内外は問わないという理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	- 実施要領	-	4	5 (5)	参加条件	「実施要領」「5 参加条件(5)」に該当する平成18年度以降に完成した図書機能を持つ延べ面積500㎡以上の公共的施設、又は延べ面積1,000㎡以上の複合機能施設を満たす業務実績」として、実施設計が完成し、現在施工中の業務実績は認められますでしょうか。	認めます。
23	- 実施要領	-	4	5 (5)	参加条件	「実施要領」「5 参加条件(5)」に該当する平成18年度以降に完成した図書機能を持つ延べ面積500㎡以上の公共的施設、又は延べ面積1,000㎡以上の複合機能施設を満たす業務実績」として、学校図書室をもつ私立高校は認められますでしょうか。	認めます。
24	- 実施要領	-	4	5 (5)	参加条件	実施要領「5 参加条件(5)」の完了業務実績は、基本設計のみ完了であっても該当しますでしょうか。	認めます。
25	- 実施要領	-	4	5 (5)	参加条件	実施要領「5 参加条件(5)」の完了業務実績は、応募者となる企業にだけでなく、管理技術者並びに各主任担当技術者それぞれに対しても求められる条件でしょうか。	管理技術者及び各主任担当技術者の実績は、実施要領 別表1「第一次審査(書類審査)評価基準」の審査項目「業務実施体制」で評価します。
26	- 実施要領	-	4	5 (7)	参加条件	実施要領 5 参加条件 「(7) 応募者、再委託先の事務所は、他の応募者の協力事務所になることはできない。」と記載があります。「再委託先の事務所」とは、「設計共同企業体の構成員」を指し、「協力事務所(構造、設備など)」は他応募者と重複してもよろしいでしょうか。	「再委託先」とは協力事務所を指します。協力事務所の重複については、質問No.4の回答をご参照ください。
27	- 実施要領	-	4	5 (7)	参加条件	「応募者、再委託先の事務所は、他の応募者の協力事務所になることはできない。」とありますが、協力事務所の重複は可能でしょうか。	質問No.4の回答をご参照ください。
28	- 実施要領	-	4	5 (7)	参加条件	「実施要領P4 5 参加条件(7) 応募者、再委託先の事務所は、他の応募者の協力事務所になることはできない」とありますが、構造、設備分野等で協力事務所がある場合、その協力事務所は他の応募者の協力事務所となることはできないということでしょうか。	質問No.4の回答をご参照ください。

No.	資料名	別紙・様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
29	- 実施要領	-	6	8 (5) ②	応募手続等	「実施要領」「8 (5) 参加表明書等の提出」「②提出方法」に 関しまして、郵送した書類が悪天候等により遅延し、止むを得 ず「①提出期限」を超過した場合は失格になりますでしょうか。	不可抗力事由に該当することが審査委員会において判断された 場合はこの限りではありません。
30	- 実施要領	-	6	8 (5) ④	募集手続等	公募型プロポーザル実施要領P6 8 (5) 参加表明書等の提出④ 提出書類等工設計事務所の概要 (様式第2号) (添付書類) に ついて。 「管理技術者及び各主任担当技術者となる者の一級建築士の 免許証の写し」とありますが、各主任担当技術者はすべて一級 建築士を配置という事でしょうか。	主任技術者すべてに一級建築士の配置は条件としていません。 実施要領「8 募集手続等 (5) ④エ (添付書類)」の記載につ いて修正します。
31	- 実施要領	-	6	8 (5) ④	募集手続等	実施要領P6 8 募集手続等 (5) ④提出書類等の工設計事務所 の概要にあります添付書類に関して、下記の通り質問致しま す。 1. 一級建築士以外の資格の写しは提出必要ないという認識でよ ろしいでしょうか。 2. また、機械設備設計担当者が記載にあります設備一級建築士 の資格を保有していない場合、代わりに資格免許証 (例えば建 築設備士) の写しを添付すればよろしいでしょうか。	1. 様式第2号「3. 管理技術者及び各担当主任技術者」の「資 格」欄に記入の資格について証明する書類を添付してくださ い。 様式第9号についても同様です。 2. 設備設計一級建築士の配置は条件としていません。但し、配 置する場合には資格を証明する書類 (免許証又は講習修了通知 書の写し) を添付してください。 質問No.30の回答もあわせてご参照ください。
32	- 実施要領	-	6	8 (5) ④	募集手続等	参加表明書の提出書類等についての質問です。 公募型プロポーザル実施要領、8 募集手続等、(5) 参加表明 書等の提出、④提出書類等、工設計事務所の概要 (添付書 類) ・一級建築事務所登録通知書の写し とありますが、一級 建築士事務所登録申請書の副本でよろしいでしょうか？それと も『建築士事務所登録証明書』が必要でしょうか？	副本で構いません。
33	- 実施要領	-	6	8 (5) ④	募集手続等	参加表明書の提出書類等についての質問です。同じく、④提出 書類等 セ ソ タ は『写し』でよろしいでしょうか？それとも 『原本』が必要でしょうか？	写しで構いません。
34	- 実施要領	-	6	8 (5) ④	募集手続等	実施要領P6 8 募集手続等 (5) ④提出書類等にありますが、セ ～タの書類につきまして、写しでもよろしいでしょうか。	質問No.33の回答をご参照ください。
35	- 実施要領	-	6	8 (5) ④	応募手続等	実施要領P6 8 募集手続等、(5) 参加表明書等の提出、④提出 書類等、エ (添付書類) において「管理技術者及び各主任技術 者となる者の一級建築士免許証の写し」とありますが、参加資格 では管理技術者が一級建築士であることを規定していますが、 他の主任担当は構造を除き保有資格の規定はありません。各主 任担当は構造を除き、必ずしも一級建築士の必要はなく、ま た、管理・各主任担当・意匠担当については、様式第4号、6 号、7号に記入した資格の免許の写し等を添付すると考えてよ ろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。質問No.30の回答もあわせてご参照くださ い。
36	- 実施要領	-	6	8 (5) ④	応募手続等	実施要領8 (5) ④提出書類等-エの「構造一級建築士及び設備 一級建築士となる者の講習修了通知書の写し」は、構造一級建 築士免許証及び設備一級建築士免許証の写しの提出でもよいで しょうか。	質問No.30及びNo.31の回答をご参照ください。
37	- 実施要領	-	6	8 (5) ④	応募手続等	「実施要領」「8 募集手続」「④提出書類等」「カ 設計事務 所の業務実績書 (様式第3号)」の添付書類、「5 参加条件 (5)」を満たすことを証明する書類 (パンフレット又は契約 書の写し等) は、掲載雑誌等の写しでも認められますか。	参加条件の内容を確認できるものであれば構いません。なお、 掲載雑誌等については、雑誌名及び出版社名などの情報につ いてもあわせて記入のうえご提出ください。

No.	資料名	別紙・様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
38	- 実施要領	-	6	8 (5) ④	応募手続等	<実施要領P6 ④提出物等> ”各主任担当技術者となる者の一級建築士の免許証の写し” 必ずしも各主任担当技術者に一級建築士の資格を要求しているわけではなく、所有資格を証する書類を要求していると捉えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。質問No.30及びNo.31の回答もあわせてご参照ください。
39	- 実施要領	-	6	8 (5) ④	応募手続等	<実施要領P6 ④提出物等> ”設備一級建築士となる者の講習修了通知書の写し”と記載がありますが、必ずしも当該資格を要求しているわけではなく、所有資格を証する書類を要求していると捉えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。質問No.30及びNo.31の回答もあわせてご参照ください。
40	- 実施要領	-	6	8 (5) ④	応募手続等	「実施要領」「8 募集手続」「④提出書類等」「エ 設計事務所の概要（様式第2号）」の添付書類「管理技術者および意匠担当主任技術者の3ヶ月以上の雇用関係を証明するもの」に關しまして、管理技術者または主任技術者になるものが、事務所に所属する建築士であって、役職が役員または顧問である場合、登記簿謄本または顧問契約書を提出すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	- 実施要領	-	6	8 (5) ④	応募手続等	「実施要領」「8 募集手続」「④提出書類等」「カ 設計事務所の業務実績書（様式第3号）」の添付書類、「5 参加条件（5）」を満たすことを証明する書類（パンフレット又は契約書の写し等）は、様式第3号に記載する全ての業務に関して必要でしょうか。	記入のすべての業務について証明する書類を添付してください。
42	- 実施要領	-	6	8 (5) ④	応募手続等	実施要領内「8 (5) ④エ」に「各主任担当技術者となる者の一級建築士の免許証の写し」とありますが、参加条件としては管理技術者が一級建築士であり、構造主任担当技術者が一級建築士並びに構造設計一級建築士であれば条件を満足するという理解で良いでしょうか。	構造担当主任技術者については、構造設計一級建築士であることを条件としています。添付書類については、質問No.30、31の回答をご参照ください。
43	- 実施要領	-	6	8 (5) ④	応募手続等	実施要領内「8 (5) ④エ」に「設備一級建築士となる者の講習修了通知書の写し」とありますが、電気設備・機械設備主任担当技術者の配置条件として、設備一級建築士が求められるのでしょうか。	設備設計一級建築士の配置は条件としていません。質問No.30、31の回答をご参照ください。
44	- 実施要領	-	7	8 (5) ④	募集手続等	<実施要領P7 ④提出物等> セ・ソ・タ・チについては、入札参加資格申請時に提出する資料のように読み取れます。すでに登録済の場合にも、今回プロポーザルの参加表明時に改めて提出が必要でしょうか。	ご提出ください。
45	- 実施要領	-	7	8 (5) ④	応募手続等	実施要領 P7 8 応募手続等 (5) 参加表明書等の提出 ④提出書類等 設計共同体で参加の場合、セ、ソ、タ、チについて、それぞれの共同体構成員のものを提出する必要があると考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
46	- 実施要領	-	8	8 (7) ⑤	応募手続等	参加表明書副本：提出紙媒体正本1部、副本5部と有りますが、副本については正本のコピーを5部と考えてよろしいでしょうか。（副本表紙等押印必要なものや添付するセ〜チの納税証明等は副本ではコピーと考えています。）また、実績証明資料は正本のみに添付と考えてよろしいでしょうか。（事務所10件＋各担当×3件分の実績証明資料は相当な厚さになります。）	前段：ご理解のとおりです。 後段：副本についても添付ください。

No.	資料名		別紙・様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
47	-	実施要領	-	8	8 (9)	募集手続等	実施要領P8 8 募集手続き等 (9) ④提出書類等にありますが、ウ〜カの技術提案書につきまして、A3各1枚ずつの提出でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。提出部数については「(9) ⑤提出部数」のとおりです。
48	-	実施要領	-	11	12	本業務に係る工事の受注に関する制限	実施要領12 本業務に係る工事の受注に関する制限のとおり、プロポーザルの結果、本業務を受託した者の各構成員（協力事務所等を含む）は、直接本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	-	実施要領	別表1 別表2	-	-	第一次審査（書類審査）評価基準 第二次審査（プレゼンテーション及びダイアログ（対話））評価基準	実施要領 別表1 第一次審査（書類審査）と別表2 第二次審査（プレゼンテーション及びダイアログ（対話））評価基準に関しまして、評価配分と評価点を公表頂くことは可能でしょうか。	公表は考えておりません。
50	-	実施要領	別表1	-	-	第一次審査（書類審査）評価基準	別表1、第一次審査（書類審査）評価基準の配点を開示いただけないでしょうか。開示できない場合は、業務実績・業務実績体制が占める配点割合を御教示いただけないでしょうか。	公表は考えておりません。
51	1	仕様書	-	8	6	本業務の内容	（仮称）郷土資料館の壁付展示ケースを含む展示造作、グラフィック解説パネル、模型造形、映像・情報機器及びコンテンツ等の展示設計業務は本業務に含まれますでしょうか。	郷土資料館の展示は含みますが、どのように展示していくかについては今後設計段階で検討します。現時点の想定としては、事業指針P2「2 図書館及び（仮称）郷土資料館の基本理念及び基本方針」及びP13「2 施設のあり方における方向性及び乗り越えるべき課題」をご参照ください。
52	1	仕様書	-	15	7 (2)	遵守すべき適用基準及び法令等	資料1仕様書には、文化財公開施設の計画に関する指針等を遵守するよう記載がありますが、（仮称）郷土資料館において、ガス消火設備や恒温恒湿の展示ケースや収蔵設備は必要とお考えですか。また、他施設から指定文化財を借り受けての展覧会の開催を想定しておられますか。	前段：下記のとおり想定していますが、設計段階での検討で変更となる可能性があります。 【ガス消火設備】基本的には必要はありませんが、図書館の閉架書庫等に配備する場合は、連携性を持たせての配備を希望 【展示ケース】温湿度が調整できる可動式のエアタイト型のものが必要 【収蔵設備】博物館相当施設要件を満たすためのものが必要 後段：県・自治体指定文化財等を借り受けての展覧会を想定しています。
53	3	様式集	全般	-	-	-	<様式全般> 備考が記載されていますが、削除して様式を作成してもよろしいでしょうか。	「備考」は確認及び審査上必要のため、削除せずに作成してください。記入欄の大きさの都合上、様式第5号及び8号を除き、複数頁にわたっても構いません。
54	3	様式集	-	-	-	-	各主任担当技術者の業務実績について。 以前所属していた事務所での業務実績は記載可能でしょうか。その場合の参加条件を満たすことを証明する書類は、書籍等のクレジットでも可能でしょうか。	以前所属していた事務所での業務実績については記入不可とします。
55	3	様式集	様式第2号	-	-	設計事務所の概要	様式第2号 設計共同体で参加の場合、一級建築士事務所登録番号は、共同企業体代表構成員の番号のみでよろしいでしょうか？あるいは、全構成員の番号を併記すべきでしょうか？	全構成員の番号を併記ください。

No.	資料名	別紙・様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
56	3 様式集	様式第2-1号	-	-	設計事務所及び協力事務所の体制 (技術職員数、資格等)	<様式第2-1号> 積算分野の職員については一級・二級建築士資格ではなく、建築積算士の資格者を重視するプロポーザルが多く見受けられます。様式2-1号の積算分野において記載する職員数はあくまで合計数を見るためのものであって、所有資格によって点数差がつくことはないかと捉えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	3 様式集	様式第2-1号	-	-	設計事務所及び協力事務所の体制 (技術職員数、資格等)	様式第2-1号では、本業務に従事する予定の職員に関してのみ記入が必要という理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	3 様式集	様式第2-1号	-	-	設計事務所及び協力事務所の体制 (技術職員数、資格等)	様式第2-1号の表内の「担当」とは何を示しておりますでしょうか。記入例をご教示ください。	記載の資格所持者以外の「その他」を指しています。
59	3 様式集	様式第3号	-	-	設計事務所の業務実績書	様式第3号 設計共同体で参加の場合、業務実績として記載すべきは、代表構成員の実績のみでしょうか？あるいは、全構成員の実績を併記してもよろしいでしょうか？	全構成員の実績を併記ください。
60	3 様式集	様式第3号	-	-	設計事務所の業務実績書	様式第3号：施設概要欄にある完了年月とは、隣に設計業務完了年月の記入欄があるので施設完成年月を記入と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	3 様式集	様式第3号	-	-	設計事務所の業務実績書	様式第3号には協力事務所の実績も記載するのでしょうか。	ご理解のとおりです。質問No.18の回答もあわせてご参照ください。
62	3 様式集	様式第3号	-	-	設計事務所の業務実績書	<様式第3号> 記載する業務は、欄外の備考1を満たす設計業務の実績を記載する考えでよろしいでしょうか。	実施要領P4「5 参加条件(5)」記載の「元請負又は設計共同企業体(出資比率は問わない。）」として契約を締結し、完了した実績」について記入ください。
63	3 様式集	様式第3号	-	-	設計事務所の業務実績書	様式第3号の設計事務所の実績は施設毎に記入する様式になっておりますが、一連の建築設計作品を対象とした受賞についてはどのように記載すれば良いでしょうか。	一連の建築設計作品の中で参加条件を満たす施設を記入のうえで、受賞歴欄で受賞対象となった一連の活動や作品群全体などについて記入ください。記入欄に収まらない場合は、別紙(日本工業規格A4判片面縦)に表記し添付してください。但し、様式第3号に記入の実績すべてが1枚に収まるように文字のみ(フォントサイズは任意、文字色:黒)で簡潔に記入ください。外観及び内観写真や平面図等の記載は必要ありません。質問No.79の回答もあわせてご参照ください。
64	3 様式集	様式第4号	-	-	管理技術者の業務実績等	様式第4号の管理技術者の受賞歴は施設毎に記入する様式ですが、一連の建築設計作品を対象とした受賞についてはどのように記載すれば良いでしょうか。	質問No.63の回答をご参照ください。
65	3 様式集	様式第6号	-	-	各担当主任技術者の業務実績等	様式第6号備考欄に業務実績を証明する書類を添付することとありますが、各担当主任技術者それぞれに対して参加条件として業務実績が求められているのでしょうか。	質問No.25の回答をご参照ください。

No.	資料名	別紙・様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
66	3	様式集	様式第6号	-	-	各担当主任技術者の業務実績等 〈様式第6号〉 ”⑥手持又は確実に生じる設計及び監理業務(令和2年12月1日現在)”について、3件を超える場合には、設計業務のうち延床面積の大きい順番に3件を記載し、ほかは合計件数を記載する方針としてよろしいでしょうか。	業務量の多いものから順に3件を記載し、他は合計件数を記入ください。
67	3	様式集	様式第6号	-	-	各担当主任技術者の業務実績等 〈様式第6号〉 ”⑤業務実績”の”受注形態”には、単独/JV/協力(再委託)の別を記載する考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
68	3	様式集	様式第6号	-	-	各担当主任技術者の業務実績等 〈様式第6号〉 ”⑥手持又は確実に生じる設計及び監理業務(令和2年12月1日現在)”について、構造や設備、積算、情報環境(企画)などの専門分野の事務所に所属する技術者についても記載を求めますか。	設計及び監理業務に限らず、手持又は確実に生じる業務を記入ください。
69	3	様式集	様式第7号	-	-	建築意匠担当技術者の業務実績等 様式第7号備考欄に業務実績を証明する書類とありますが、配置予定の建築意匠担当技術者それぞれに対しても条件として同様の業務実績が求められているのでしょうか。	質問No.25の回答をご参照ください。
70	3	様式集	様式第7号	-	-	建築意匠担当技術者の業務実績等 様式第7号に記載の実績業務内の立場について記載例をご教示願えますでしょうか。	管理技術者及び主任技術者など、その業務において担った役割について記入ください。無い場合は「無」と記入ください。
71	3	様式集	様式第7号	-	-	建築意匠担当技術者の業務実績等 様式第7号 建築意匠担当主任技術者の業務実績も、他の担当技術者と併せて記載すると考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
72	3	様式集	様式第7号	-	-	建築意匠担当技術者の業務実績等 〈様式第7号〉 記載する業務は、欄外の備考4を満たす設計業務の実績を記載する考えでよろしいでしょうか。その際”業務期間”には設計業務に携わった期間を記載し、施設が平成18年以降に完成したことについては添付資料にて明示する考えでよろしいでしょうか。	前段：質問No.18及びNo.62の回答をご参照ください。 後段：ご理解のとおりです。
73	3	様式集	様式第9号	-	-	分担業務分野の追加 様式第9号により分担業務分野の追加が可能となっていますが、分野を追加する場合は様式第2号と様式第2-1号の分野欄を適宜追加し、各分野同様に各種情報の記載をすれば宜しいでしょうか。	様式9号のみ記入ください。
74	3	様式集	様式第10号	-	-	協力事務所の概要 資料3 様式集の様式第10号につきまして、協力事務所が4社以上ある場合、行を追加し、記載してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
75	3	様式集	様式第4号 様式第6号	-	-	管理技術者の業務実績等 各担当主任技術者の業務実績等 〈様式第4・6号〉 ”⑤業務実績”には、欄外の備考1を満たす設計業務の実績を記載する考えでよろしいでしょうか。その際”業務期間”には設計業務に携わった期間を記載し、施設が平成18年以降に完成したことについては添付資料にて明示する考えでよろしいでしょうか。	前段：質問No.18及びNo.62の回答をご参照ください。 後段：ご理解のとおりです。
76	3	様式集	様式第5号 様式第8号	-	-	管理技術者の業務実績詳細 建築意匠担当主任技術者の業務実績詳細 資料3 様式集の様式第5号、8号につきまして、A4判縦1枚に収めれば記載されている枠を拡大してもよろしいでしょうか。	枠のサイズは変えずに現状のままとし、その中で記載を収めてください。

No.	資料名		別紙・様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
77	3	様式集	様式第5号 様式第8号	-	-	管理技術者の業務実績詳細 建築意匠担当主任技術者の業務実績 詳細	様式第5号及び第8号の罫線枠及び備考の大きさを拡大・縮小等の調整、または削除してもよいでしょうか。	枠のサイズは変えずに現状のままとし、その中で記載を収めてください。
78	3	様式集	様式第5号 様式第8号	-	-	管理技術者の業務実績詳細 建築意匠担当主任技術者の業務実績 詳細	<様式5・8> 下記の文字は残したうえで、枠や文字を削除して様式を作成してもよろしいでしょうか。 ・“様式第5号”および“様式第8号” ・“管理技術者の業務実績詳細”および“建築意匠担当主任技術者の業務実績詳細”	枠のサイズは変えずに現状のままとし、その中で記載を収めてください。
79	3	様式集	様式第3号 様式第4号 様式第6号 様式第7号 様式第9号	-	-	設計事務所の業務実績書 管理技術者の業務実績等 各担当主任技術者の業務実績等 建築意匠担当技術者の業務実績等 分担業務分野の追加	各様式受賞歴：様式第3号、様式第4号、様式第6号、様式第7号、様式第9号に受賞歴記入欄がありますが、欄が小さいため1建物に複数の受賞がある場合は代表的な1賞を記入し、後は別紙に表記し添付すると考えてよろしいでしょうか。	代表的な1賞を記入し、他は別紙（日本工業規格A4判片面縦）に表記し添付してください。但し、様式第3号に記入の実績すべてが1枚に収まるように文字のみ（フォントサイズは任意、文字色：黒）で簡潔に記入ください。外観及び内観写真や平面図等の記載は必要ありません。質問No.63の回答もあわせてご参照ください。
80	3	様式集	様式第4号 様式第6号 様式第7号	-	-	管理技術者の業務実績等 各担当主任技術者の業務実績等 建築意匠担当技術者の業務実績等	様式第4号、第6号、第7号の業務実績等に記載する受賞歴の評価は、あるなしによる評価でしょうか、または、懸賞の種類による重付けがありますでしょうか、御教示ください。	実施要領 別表1及び2の評価基準に則り、総合的に評価します。
81	3	様式集	様式第4号 様式第5号 様式第6号 様式第7号 様式第8号	-	-	管理技術者の業務実績等 管理技術者の業務実績詳細 各担当主任技術者の業務実績等 建築意匠担当技術者の業務実績等 建築意匠担当主任技術者の業務実績 詳細	「実施要領」「8 募集手続」「④提出書類等」の様式第4、5、6、7、8号に関しまして、各担当技術者が、以前所属していた設計事務所における担当業務実績を記載してもよろしいでしょうか。	質問No.54の回答をご参照ください。
82	3	様式集	様式第3号 様式第4号 様式第6号 様式第7号 様式第9号 様式第10号	-	-	設計事務所の業務実績書 管理技術者の業務実績等 各担当主任技術者の業務実績等 建築意匠担当技術者の業務実績等 分担業務分野の追加 協力事務所の概要	<様式3・4・6・7・9・10> 記入内容が収まりきらない場合、欄を広げて体裁を整える方針としてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。複数ページにわたっても構いません。質問No.53、No.63及びNo.79の回答もあわせてご参照ください。
83	3	様式集	様式第3号 様式第4号 様式第6号 様式第7号 様式第9号	-	-	設計事務所の業務実績書 管理技術者の業務実績等 各担当主任技術者の業務実績等 建築意匠担当技術者の業務実績等 分担業務分野の追加	<業務実績を証する資料> 契約書に限らず、図書内の概要書面や、掲載誌などで対応してもよろしいでしょうか。 ※積算などの専門分野の業務を再委託で受けている場合などに、守秘義務の関連から提供が難しい場合があります。	ご理解のとおりです。質問No.37の回答もあわせてご参照ください。
84	3	様式集	様式第3号 様式第4号 様式第6号 様式第7号 様式第9号	-	-	設計事務所の業務実績書 管理技術者の業務実績等 各担当主任技術者の業務実績等 建築意匠担当技術者の業務実績等 分担業務分野の追加	様式第3、4、6、7、9号の添付の実績を証明する書類には、建築雑誌等の出版物の写しも該当すると考えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。質問No.37の回答もあわせてご参照ください。